

総務警察委員会記録

開催日時 平成28年9月13日(火) 13:03~15:37

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長
山本 進章 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
荻田 義雄 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 一松 総務部長
長岡 危機管理監
村田 地域振興部長
山本 南部東部振興監
〈本 観光局長
安田 警察本部長
高井 警務部長
大久保 生活安全部長
福田 刑事部長
森脇 交通部長
今谷 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○**奥山委員長** それでは、ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○**山村委員** では、2点質問させていただきます。

最初に、防災対策についてです。今年起こりました熊本地震では大変大きな被害となりましたが、最初の揺れよりも後のほうが強い揺れが来たことや震度7といわれる揺れが2度にわたり起こったということ、また、熊本市や阿蘇地域、大分県と、震源地も次々広がっていくということで、これまでになかった地震となったと言われております。気象庁も過去にこういう記録はなかったと、予測は不可能だったと言われておりますが、データが残っている期間は、わずか100年ぐらいですので、どのようなことも起こり得る可能性があるかと私たちは考えていけないのではないかと思います。

そこで伺いたいのですが、今回の熊本地震を受けて、県の対策について、今後どういふ点を強化すべきとお考えになっていらっしゃるのか、まず伺いたいと思います。

○**辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱）** 熊本地震を受けて、いろいろな課題がでてきたところです。まずは防災計画の修正を行おうと考えています。主な内容としては、受援でいろいろな不都合といいますか、物資も含め、人材のこともありましたので、そちらのマニュアル等をつくるなどして対応していきたいと考えています。その他、市町村の被災状況、被災者の被災支援がうまくいかなかったこともありますので、それらの課題も含め、まずは防災計画を見直したいと考えています。以上です。

○**山村委員** さまざまな課題が浮き彫りになっていると思いますので、県としてもぜひ教訓にさせていただいて、今防災計画の見直しを言われましたが、とりわけ現場での手当てがきちんとできるよう、その点をお願いしておきたいと思います。

その中で、改めて見直していただきたいと思う中に、個人の住宅の耐震化の問題があると思います。多くの方の命が失われた住宅の倒壊ですが、奈良県の被害想定などを見ましても、死者の約9割が建物の崩壊によると想定されているということで、重点的な課題に上げられていると思うのですが、ただ、住宅改修の県の支援策もありますが、それを使って改修を進めておられるという状況は遅々として進んでいないと思うのですが、その辺のことについて、具体的には建築、県土マネジメント部になるのかもしれませんが、総論的に、どのような対策を立て、今後どのように進めていこうと検討されているのか、伺いたいと思います。

○**辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱）** 今、山村委員がお述べのように、奈良県で

は奈良県耐震改修促進計画を定めております。これはまちづくり推進局において定めているわけですが、この計画に基づき、セミナーを開催したり、耐震診断等いろいろ条件はあるのですが、耐震改修の補助制度を整えるなどして、耐震を進めているところです。一方、自宅ですぐにできる地震への備えとして、家具の下敷きになるのを防いだり、落下してきた食器でけがをしないといったような広報について、平成28年9月の「県民だより奈良」でも特集を行い、県民に呼びかけています。今後とも継続的に啓発に努めたいと考えています。以上です。

○山村委員 耐震がなかなか進んでいかないという問題の大きな理由の一つとしては、診断をされる方は結構いらっしやいまして、年間の実績を見ても、木造住宅の耐震診断、改修の実績ということで、平成26年度でも診断をされたのが218件ありますが、実際に改修をされるのは46件ということで、実際にはできないという状況がある。その背景には、やはりお金が非常にかかるという問題があるのではないかと思います。他府県の状況を見ましたら、耐震改修を実施する人が設計や工事に要する費用を一時的に代理してもらえ制度をつくっているところや、あるいは倒壊しないまで耐震改修を一度に全部進めることはできないけれども、第1段階で、ある一定レベルまでの改修を進めていくことを支援するような制度をつくるなどして、非常に工夫して進めておられるという状況がありました。ぜひともそういうことも工夫されて、命の安全を守るという一番大事なところを進めていただきたいと思います。これは課が違うと思いますので、要望とさせていただきますので、その点、今後考えていただきたいと思います。

それから、第2点目ですけれども、熊本地震ではエコノミー症候群などで関連死が非常に多発していたように思います。その大きな原因の中で水分の不足ということも言われております。飲料水や生活水の確保が非常に重要なことだと思いますし、また避難所では手洗いやトイレのお水など、衛生管理についての生活水の不足も非常に重要な問題ではないかと思います。奈良県では大規模な地震が起こった場合に、他府県からの救援がおくれる可能性があるということで、少なくとも1週間分の飲み水を個人できちんと用意しなさいと啓発が行われていると思うのですが、それは非常に大事なことで、各家庭でそういう飲み水を確保しておく備えが大変重要なことだと思いますので、そのような啓発を強めていただくことは大変必要なことだと思っておりますが、同時に災害時に孤立するおそれがある場合に、飲料水あるいは生活水を日常的に確保できる対策を強めておく必要があると思います。そういうやり方として今注目されているのが、雨水を貯留して、それを災害時に

一定ろ過して使う、あるいは生活用水でしたらろ過しなくとも使える場合もありますので、避難所などに雨水貯留の施設をきちんと備えておいて、災害時に水がすぐ来ない場合でもきちんと手当てができる対策が必要ではないかと思うのですが、こういうことも含めて、お水の確保、この点について、主に避難所ですけれども、県としては、どのように推進されていくのかをお伺いしたいと思います。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 避難時におきます飲み水と生活水の確保は大変重要だと思っています。トイレの水なども不足しますので、雨水の貯水設備とともに検討する必要があると思いますが、その施設が、避難所で日常的にどう使われているのかといったことも検討の材料になるかと思っています。また、その水道管を太くして、使いながら水道管自体にためる方法もありますので、さまざまな方法があるかと思っています。

避難所については、市町村に避難所の指定が義務づけられており、また生活環境も改善するようにと、市町村に義務づけの呼びかけが進められているところです。県においても、被災者の良好な生活環境の確保のために、施設の充実強化に努めるよう働きかけたいと考えています。

○山村委員 市町村が実施される避難所の運営ですけれども、その整備も含めて市町村の課題になっているわけなのですが、市町村任せではなくて、県としてできる支援も考えていただきたいと思っております。以前にもお聞きしたことがあるのですが、例えば太陽光発電で被災時にすぐに電気が供給できるような施設を避難所に設置をするのに県が支援できないのかとお伺いしたことがあります。そのための補助制度などもあったように思うのですが、水についても、各避難所でそういうことができるということを県としても何らかの補助、手当てをしていくやり方をとっていただきたいと思っております。これも今後の検討ということで考えていただきたいと要望しておきます。

それから、もう1点お伺いしたいのですけれども、広域防災拠点の整備と消防学校の建てかえについてであります。消防学校については、私も現地視察をさせていただきまして、大変老朽化が著しいということで、一刻も早い建てかえが必要な状況になっていると、現場でお話もお聞きしましたし、県も、そのことについては既に検討を始められていると聞いています。この整備は早く進めなくてはならないと思うのですが、いつごろまでに着手できるのか、進捗を伺いたいと思います。同時に、消防学校が建てかえられる場所として想定される広域防災拠点ですけれども、このほど県では拠点の場所、どこがいいかということで地域の選定がされたと聞いているのですが、この点についての実現のめどについて

も伺いたいと思います。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 消防学校の建てかえの件ですが、決して消防学校は最新の施設ではなく、建てかえが必要というのは認識しています。それとあわせて防災拠点も重要ですので、大規模災害時に県内の迅速な応援を受けるためには自衛隊と警察、消防のベースキャンプが必要になりますので、それらと支援物資等を受け入れるような広域防災拠点も必要であると思っています。平時の活用も考えましたら、消防学校を核にして防災拠点を設置するのが有効であると考えておりますので、広域防災拠点につきまして、いろいろ検討を進めているところです。そのための調査の候補地として、今、山村委員がお述べのように、平成27年度には五條市で2カ所を選定していましたが、平成28年度に県と五條市により、その調査候補地の優先順位を決めたところでございます。この優先的になっていきます候補地を基準として、消防学校を中核とする広域防災拠点の整備のための調査、基本構想等を今後進めることにしています。こういう状況ですので、消防学校の建設時期がいつになるかは、まだ申し上げる段階にはございません。

○山村委員 いつできるかは言えないけれども、既に候補地としての優先順位が決まったということで、近々そのことについての調査が始まって、そこでの整備も含めて準備にかかるというのが今の段階ということですね。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） そうでございます。

○山村委員 ということは、ここでは、いつ実現かはわからないけれども、その計画を進めていくことについては、間もなく、もう今年度に始まっていくと理解したらいいということですね。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） まだこれから調査し、基本構想を決定する段階ですので、その具体的な場所、工事など、そういうことはまだ決まっていません。

○山村委員 場所というか、これから調査に入るけれども、一定の方向は出ていると理解していいのでしょうか。

○長岡危機管理監 優先順位はつけましたけれども、当然その土地の買収等に係りまして、相手方のあることですから、今の段階で相手にそこまで話が行っているわけではありませんので、辻知事公室次長が申しあげましたように、これから先、どういう進み方をするか、今の段階ではっきり申しあげられないということでございます。

○山村委員 わかりました。

○川田委員 先日は資料をお出しいただきまして、ありがとうございました。「国民文化

祭に関する質問への回答」という文書を提出いただいたのですが、数点確認をさせていただきたいと思います。

まず1点、奈良県とは区別される団体であるとして書いてあるわけですが、これはどういう趣旨で別の団体と言われているのか、その点、お聞かせいただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 提出しました資料に記載していますとおり、この実行委員会は、その委員の大部分が市町村長及びマスコミ・交通事業・旅行業等の各種団体の代表者など、県職員以外で構成されています。時期も、平成27年8月から国民文化祭が終了します平成30年3月までの一定期間存続するという事で構成されていますので、こういう理由で県とは区別される団体であると考えています。以上です。

○川田委員 それはこの間も説明されていたのですが、どうしてその理由をもって別の団体と言えるのか、その根拠をお答えいただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 繰り返しになりますが、要するにメンバーがほとんど県職員以外の者であるということと、組織として総会という意思決定機関も持っていますし、いろいろな運営や内部規程等を県とは別に持っていますので、そういう意味で別の区別された組織であると考えています。以上です。

○川田委員 権利を持たない団体として取り扱っておられるということなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 言い方としてはそういう言い方かもしれませんが、中身としては今言いましたように、まさに別の区別された組織であると考えています。以上です。

○川田委員 それだけの説明であれば説明になっていないと思うのです。今述べられた内容だけで別の団体と言えるのでしょうか。言えないと思うのですが、その点いかがですか。

○石井地域振興部理事 ただいまのご質問にお答えしますが、繰り返しの部分も出てくると思いますが、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、県の職員と違うメンバーがいて、存続する期間中、団体としての組織を備えているということで、県の内部の組織ではなく、別の組織であると理解しているということです。

○川田委員 別の組織と言いつられるのであれば、県はそう主張されているのでしょうか、では、どうして県の職員が別の団体に関して、仕事もされて、お給金も県で払っている、職務専念義務も免除されていない、これはなぜなのか。

○拵井総務部次長（人事課長事務取扱） 地方公務員法第35条の職務に専念する義務について説明をさせていただきたいと思います。地方公務員法第35条では「当該地方公共

団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない」と規定されています。このなすべき責めを有する職務に、実行委員会の業務が当たるかどうかポイントになるかと思いますが、地方公共団体が文化事業等を主催するようなとき、また共催も含めてするようなとき、権限ある機関が適法にその協賛や協力を決定した限りで、その事務もなすべき責めを有する職務に含まれるものとされています。

国民文化祭の開催については、国の要綱の中で、開催地の県は国民文化祭県実行委員会を組織するとされており、平成26年には開催地に名乗りを上げた際に県として実施することを意思決定し、平成27年に文化庁において、奈良県が開催することが決定されたものでございます。

以上のことから、今説明申し上げました、県とは区別される団体である実行委員会の業務は県がなすべき責めを有する職務として、職員は職務専念義務の免除を受けることなく実行委員会の事務に従事しても問題はないと解されると考えています。

○川田委員 いや、別団体だと言っておられるのでしょうか。今の理由であれば別団体に当たらないでしょう。判例でもそう出ています。だから、別団体と言われているけれども、いやいや、人事は構わないのだというのと、また今回出していただいた「国民文化祭に関する質問への回答」、この人事に関しても、先日も質疑をさせていただきましたが、ここでは「平成22年3月31日付け人事課長通知に基づき、当該通知における法人格を持たない団体の事務の業務に従事する場合を該当とするものとして、職務命令による事務従事と取り扱っている」と。その後、関係資料ですかね、平成22年3月31日付人第482号の文書によって、勤務時間中に団体の業務に従事する場合の服務についての通知が添付されてあるわけです。県の業務と同一と認められ、職員が上司の指揮命令、監督下で当該団体の業務に従事する場合、いわゆる同一団体ではないですか。それを別団体だとおっしゃっているのですよ。人事の言われることはわかるのですが、言っていることが矛盾しているのです、どちらなのですかと聞いているのです。

○一松総務部長 今、ご指摘の点ですけれども、総務部に関することでお答えするわけですが、今の人事課長通知に法人格を持たない団体の事務であつてと書いてあるということは、その上で同一と認められると書いてあるわけですが、法人格を持たない団体というのは区別される団体を当然含む概念だと思っています。

○川田委員 言われている意味がわからないのですが、税金で職員は仕事をしていただいているわけです。職務専念義務というものが地方公務員法の中にあるわけです。だから、

県が行う事業の一体となすものに関しては、別に職務専念義務を免除しなくてもいいと裁判判例でも出ています。今回、それを免除していないわけでしょう。ということは、これは同一とみなすものに入ってくるのではないですか。だけれど、全く別団体だと言っておられるでしょう。

もう1点、聞き方を変えますが、法人格を持たない団体の場合はいいと書いていますが、なぜ法人格を持っていないければいいのですか。人事課長通知は法律ではありませんから、法的根拠を示していただきたいと言っていたのです。今回お出しいただいた文書の中には、その根拠が書いていないのです。だから、法人格を持たない団体がどうして職務専念義務を免除しないで、県がそれを行っていいのかと聞いているのです。「法人格を持たない団体の事務の業務に従事する場合を該当するものとして、職務命令による事務従事と取り扱っている」と書いていますよね。どうして法人格を持たない団体、この一言だけでそういうことを決められるのですか。その法的根拠をおっしゃっていただけますか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 法人格を持つ団体というのは、その法人で業務が定められていますので、ここで言っているのは法人格を持たない団体の事務であって、団体において県の業務と同一と認められると、ここで切り分けていると考えています。

○川田委員 いやいや、だからその説明からいけば、何の法的根拠があるのですか。では、県の職員が法的根拠もなしに、勝手に人事課長がそういうことを決められるのですか。だから、根拠を言ってくださいと言っているのです。自分の気持ちを言ってほしいと言っているのではなくて、根拠を言ってください。判例でもいいし、法令でもいいし、その根拠をおっしゃっていただけますか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 地方公務員法第35条の解釈について、参考書等の文献を用意していますので、お許しいただければ配付させていただきたいと思うのですが、委員長、いかがでしょうか。

○奥山委員長 一回見ましょう。

お配りします。手元に行きましたか。柘井総務部次長、これの説明を。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 資料の右側は、「逐条地方公務員法」橋本勇著の参考書です。左のほうも同じこと書いていますが、質疑応答で、行政が編集したのですが、質疑応答を見ていただければ早いかと存じます。

この「問」ですが、各種イベントでの地方公共団体職員の事務従事というのがありまして、お時間をとらせませんが、読ませていただきます。「各地で地方公共団体主催のイベン

トが行われている。地方公共団体だけで主催するのではなく、」とあり、「この『実行委員会』が主催するイベントに、全庁的に事務分掌にかかわりなく、人員を各部に割り当て、職務命令として職員を事務従事させることは可能か」という質問です。線引していますが、「『実行委員会』の業務に地方公共団体の職員の事務従事が可能かどうか」と書かれていて、「地方公共団体が博覧会、展示会、文化事業等を主催又は共催するとき、権限ある機関が適法にその共催や協力を決定した限りで、その事務も『なすべき責めを有する事務』に含まれるものと解されております。」。これについては、地方公務員法第35条の解釈であると考えています。最後に、「職員が『実行委員会』の主催するイベントに事務従事することは可能ということになります。」と書かれていて、これが地方公務員法の解釈であるのご理解をいただきたいと思います。

○川田委員 いや、ここは本当に簡単にしか書いていないのですけれどね、解釈論は。この部分は、県の事務としてそういったものをやるとして、一体の事業であればいいと書いてあるのでしょうか。読んですぐわかったのですが。それと今回のこの実行委員会は、意味が違うではないですか。一体とみなすということは別団体ではないとしてみなすという意味でしょう。それがなければ、先ほども言っていましたが、法人格を持たない団体であれば何でもいいのですか。もっと細かく、いろいろあるでしょう。ただそれだけでいいのだと決めてしまっていますが、そのような解釈は、普通はないです。

なぜかという、最高裁の判例でも出ていますが、そういったものが別の団体と言える場合は、権利能力のない社団ということになってくるでしょう。ということは、先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長も答弁で言うておられましたが、構成委員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、そして、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理、団体としての主要な点が確定しているということです。だから、この条件がそろっていれば、権利能力のない社団として認められるということです。今回の場合は、これとは違うでしょう。なぜなら、知事が代表と決まっているわけでしょう。構成委員の中で互選して決めるのですか。違うではないですか。実行委員会という団体の財産管理はどうなるのですか。普通の企業であれば、そこで財産管理をやって、解散するときはすべて分けるではないですか。財産を委員みなで分けるのですか。違うでしょう。これは、全く県が主導権を持った実行委員会ではないですか。名古屋高裁でも出ているではないですか。今回、予算の計上の段階で知事が公益上必要と判断し、地方自治法第211条の規定に基づき、当該実行委員会に対する負担金を含めた予算を調製して出しているのでしょうか。

実行委員会の負担金の支出は県の予算執行として行われた。県の所管課が担当している。そして、本庁舎、または別棟でもいいのですが、これを使用することについて、目的外使用の許可申請は必要とされているのですか。されていないでしょう。実行委員会の事務局をやりなさいという県からの辞令交付は出ているのですか。あれは課でしょう。国民文化祭・障害者芸術文化祭課をつくっているのでしょうか。その辞令交付は出ているけれども、実行委員会の事務局をやりなさいという辞令交付は出ているのですか。辞令交付が出て、それをやるのもおかしいのですけれどね。そういったもろもろの職務専念義務の免除も受けていない。これは完全に、「本件各委員会の事務に従事し、県から給与と手当の支給を受けている。」、そうではないという名古屋高裁のいろいろな条件が出ているのですが、これに当てはめていけば全部違うではないですか。その場合は、「単なる本件各委員会の構成員にすぎないということはできず、一定の距離を保ち対等ないしは独立した位置にあることを前提にして、互いに協働するといった関係にもないものであって、これを裏返せば、本件各委員会は県の事務執行の一方法たる存在である」という判決も出ています。これは別団体とは言えないという結論になるのではないですか。そうでないと成り立たないではないですか。別団体と言っているけれども、給料等そういったものや、意思決定、これは県の予算書にも載っているのではないですか、重要施策にも載っていたでしょう。これは県の事業ではないですか。その点いかがですか。

○石井地域振興部理事 川田委員が説明いただいた名古屋高裁判決は、恐らくですが、もし違いましたらまたご指摘いただけたらと思うのですが、平成15年12月25日、名古屋高等裁判所、平成14年（行コ）第9号実行委員会文書非公開処分取消請求控訴事件のことですね。ここで論じられていますのは、岐阜県情報公開条例において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理しているものに、岐阜県の各実行委員会の文書が当たるかどうか争点になったものです。県と実行委員会が別の団体であるか否かを直接争点としたものではございませんので、この判例をもって当該事案以外の、県と実行委員会が別団体であるかどうかを否定したのではないと理解しており、この点については、私どもも、それでいいかを弁護士等にも確認したところです。

○川田委員 昭和39年10月15日の最高裁第一小法廷で判決が出ています。これは先ほど見た権利能力のない社団ということで、これに当てはまらない条件と、名古屋高裁のこういったものももろもろ当てはめられて、よく県は違う団体がどうのこうの言われるので、違う団体を調べてきたのですが、大体既にそういった注意事項等々を、今現在では各

都道府県の監査でも出されています。奈良県の監査とは全然意見が違うのですが、まずは権利能力のない社団として認められる4要件というのがありまして、団体として組織をそなえていること、多数決の原則が行われていること、構成委員の変更にかかわらず団体がそのまま存続すること、代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定していること。ここで問題は財産の管理です。今回の実行委員会は、先ほども言ったように、余れば財産をみなで分けれるのですか、分けられないでしょう。予算書にも載っているし、主要施策としても位置づけられているではないですか。それを別団体だという弁護士の見解をそのまま出してくれればいいではないですか。意思決定過程論というのは本当は出さないといけないでしょう。いつも弁護士の相談でも隠されますが、出してください。

それと、きょう、午前中に行政文書情報公開請求をしていた平成27年度の収支決算が出てきましたが、収支決算報告書において、奈良県負担金で収入として入っているのが、1,331万3,653円、これは返還した分は差し引いていますが、なぜ返還されているのですか。収入は、1,392万8,000円あったのでしょうか。そのうち61万4,347円が3月31日に奈良県に返還されているのですよ。なぜ返還するのですか。別団体なのに、県のコントロール下にあるではないですか。そうではないのですか。何かそういう取り決めがあるのですか。それと、平成27年度第32回国民文化祭奈良県実行委員会の決算報告書の決算額は1,331万4,511円です。100%県のお金ではないですか。判例の中でも、これは一定の割合ということで出ています。最高裁の判例でも、その割合が計算されています。85%ぐらい出ていれば、それはもうそこが主体だとなっているわけです。大体、株式を考えればわかるではないですか。株式を半数以上持っていれば決定権があるわけでしょう。これは知事が会長を務めるということで決定もされている、金額も全部県負担である。1円すらほかの団体からは入っていないではないですか。これをどうして別団体と言えるのかということについて、法的根拠を持って言ってください。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 平成27年度の負担金の返還については、当初事業費につきまして、事業計画等、年度内に作成する計画でしたが、実際3月24日の実行委員会総会で事業計画を決定していただきましたので、年度内に製本印刷等を行うことが無理になったことで、実際やろうと思っていた事業ができなかったことで60万円余りについて使わなくなったことで、県に負担金を変更申請して返させています。

また、100%県の負担金で成り立っている実行委員会であるという指摘ですが、昨年

度、それから今年度については準備期間ということで、実質的には100%県の負担金だけになっていますが、今年度後半にかけて、来年度に向け、実際事業をするに当たっては、企業や県内の団体、あるいは県外も含めて、いろいろなところから協賛金をお願いしようと思っています。他府県においても、同じように実施年度については協賛金等を含めて実施していますので、そういう意味では準備段階では100%県の負担金かもしれませんが、実施の段階では協賛金等、ほかからの支援金額も入れながら実施をしていくことで、最終的に実行段階では県の負担金だけではないということです。以上です。

○川田委員 ほかに協賛金を集められるのか知りませんが、主体は奈良県でしょう。だから、聞いているのが、協賛金を集めるのです、だからいいのです、だったらなぜいいのですか、その根拠を教えてください。裁判判例でもみな真逆のことを書いているのではないですか。なぜいいのかを説明してください。大丈夫なのですかいいのです。大丈夫であれば大丈夫でいいのです。だけれど、納得できないから聞いているわけであって、なぜその説明で大丈夫なのですか。ことしも100%出資して、全部県がやっているのではないですか。なぜ職員のお給金、職務専念義務の免除もないのですか。そこが言っていることが相反しているのです。だから、別団体だと言うのであれば、なぜ法人格を持たない団体だといふのだということです。その辺で任意団体をつくれれば、県はそのようなことをやってくれるのですか。法人格を持たない団体をつくれれば、それを全部県がやってくれるのですね。法もとの平等でしょう、職務専念義務免除をしないでやるのですね。先ほどの情報開示のもので違うと言いましたけれども、ここは趣旨が書いてあるので、弁護士にも聞いています。だから、ここに書いているように、県が職務専念義務の免除を受けることなくそれをやっているというのには理由が要るわけです。ただ単に命令だけではできないではないですか。だから、理由があってそれでいいということでやっているわけでしょう。

今回でしたら、国民文化祭は県主催、県が文化庁に手を挙げて、やりますと。国から負担金も受けているでしょ。県は、今回、県費もあると思いますが、そのお金をもってやっているわけでしょう。だから、県も課までつくって、職務専念義務を免除しないで、この仕事は県の仕事だから、県の事業だから、それに従事しなさいという命令が出ているではないですか。辞令が出てやっているわけでしょう。それがなぜ別団体になるのですか。名称が違うだけの話で、実態は同じことではないですか。職員は、県の事業をやるためにやっておられるわけでしょう。そこを判例では言われているのです。それをもって、最高裁の、少し古くなっていますが、権利能力のない社団ということで、それに値するのかどうか

かということで、これも全部県がお金を出してやっているのですよ。その余ったお金、持った財産、解散するときはその委員で全部分配するのですか、そうではないでしょ。

だから、解釈としては、名前は別かもしれませんが、これは県の事業としてみなされるということではないかと思います。そうでなければ、法的根拠、法理論理をもって説明してくれないと、ただ単に、いやいや、大丈夫ですと言われても、一切意味がわからないということなのですが、いかがですか。

○石井地域振興部理事 済みません、少し整理をさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴できますでしょうか。

○川田委員 1週間ですかね、前回の総務警察委員会から、もう大分なります。時間はあったわけですから。

県の事業として、職員も出してやっているの、私はそれでいいと思うのです。そうでなければおかしいではないですか、できないではないですか。こういう人事課長通知があったからと言われても、人事課長通知が正しいかどうかわからないではないですか。裁判判例等と比べれば、この解釈は多分間違っているのです。それから考えれば、課まで設けて、別にそれはそれでやっておられるのだから、それでいいと思うのですが、なぜ別団体と言ってしまわなければいけない理由があるのだと。全部お金を出して、全部職員も派遣して。だから、法的論理をもって違うと言われるのであれば、おっしゃっていただければということを行っているのです。

○一松総務部長 まず、総務部に関する部分についてお答えさせていただきたいのですが、先ほど資料でもお配りさせていただいたとおり、この実行委員会の業務に地方公共団体の職務として事務従事が可能ということで、私どもとしては、そういう人事課長通知を出しているということで、そういう意味では別の団体であっても、こういう法令解釈にのっとって従事が可能だと思っておりますが、恐らく川田委員のおっしゃっていることは、多分どこまで別なのだとということではないかと思っております。

それで、別の程度ですが、全くもって別の団体で、全く違う業務をやっている場合ですと、職務専念義務の免除のようなものが当然必要になってくると思っておりますが、当該ケースについては、そこまでのものではなくて、今の人事課長通知の範囲内で、また適法な対応として、職務専念従事ができると思っております。結局、それぞれの法令の趣旨にのっとって解釈されるべきであって、川田委員がご指摘の名古屋高裁判例の場合は、岐阜県情報公開条例において、まさに県の職員が実行委員会の書類を持っていないとして、非開示

にした事案だと思っておりますけれども、そういうことについて、岐阜県情報公開条例の趣旨に照らして、非開示にしたことは不相当だと判示がなされたものであって、それぞれの法令の趣旨にのっとり、どの程度別であることが必要とされていたかのようなことが判断されるべきものなのかと思っています。

○川田委員 だから、法人格を持たなければなぜいいのだということを聞いているのです。その理由を、先ほどから一回も答えていただけていないのです。法人格を持たない団体であれば、どうしていいのですかと。職務専念義務を免除しないで、命令だけでそこに従事して業務を行うことがどうしてできるのですかと聞いているのです。それを言っていただけますか。

○一松総務部長 ご指摘の点については、当然、法人格を持っている場合ですと、全くの別法人としての意思ということで、県の業務と同一と認められない可能性が高いので、逆に今の人事課長通知の趣旨は、恐らくですが、そういうことではない法人については、県と同一業務については、これは職務専念義務を解除する必要はないということを明確化したものと思っています。ですから、法人格がない団体、法的というか、実質的にも別団体であるわけですが、その中で一定の基準を示して、まさに県の同一業務や上司の監督命令ということになっているものについては、これは職務専念義務を解除しなくていいということを明確化した人事課長通知だと認識しています。

○川田委員 この話を続けていても意味がないのですけれど、今も法的根拠を説明していただけていないではないですか。法人格を持っていないからいいのだということになっても、法人格を持っていなくても、全然別のことをやっている団体もいっぱいあるわけで、それでは、こういう一言で決められるのかということ、例えば名古屋高裁なども、要件を示しているわけです。同じだと言える要件は何なのだとことを示しているわけです。その中で、1. 協議会等の事業内容の設置が地方公共団体の行う事業内容と重複すること、2. 協議会等の運営設置、地方公共団体が中心的役割を果たしていること、3. 協議会等における事務作業の大部分の設置、地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること、4. 予算の大半が設置地方公共団体からの補助金、負担金、交付金によって占められていること。この4つがいわゆる全国の各監査委員から示されている要件です。

それと、先ほど言っていました、権利能力のない団体として認められるための4要件、団体としての組織を備えていること、多数決の原則が行われていること、構成員の変更に

もかかわらず団体そのものが存続すること、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。財産管理も県の職員がやっているではないですか。

先ほども言ったように、ある財産を、普通の団体のように法人格がない場合、法人格がなくても、別にそこが代表して、それがルールでやっているところもいっぱいあります。本来であれば全員で契約書にサインしなければいけないけれども、そのような面倒なことはできないから代表を決めてやっている、それをよしとしようと言ってやっているだけでしょう。だけれど、解散する場合であれば、財産も全部分配しないとだめではないですか。そういったことを言っているのです。だから、別団体か別団体でないかという判断は、法人格を持っているか持っていないか、そういうことで判断しているわけではない。ここははっきりと言えらると思います。別に私はどちらでもいいのです。いつまでも違う団体なのだと言い切るのであればそれでいいし、職員まで派遣して、これも全部税金からお給金も出ているわけですから、いやいや、それはやはり一体とみなした県の事業なのだということであればそれもよしだし、その点を前回から議論させていただいたのですが、今回出てきた資料が、人事課長通知というものがいきなりぽんと出てきているので、これをもってそういうことを言えることは絶対あり得ないと申し上げたかったのですが、いかがですか。

○一松総務部長 私どもが申し上げたい、総務部ということで申し上げますと、職務専念義務との関係でいいますと、人事課長通知にのっとった、法人格を持たない団体の事務であって、団体において従事する業務が云々というところに、今回の国民文化祭実行委員会が該当しているということです。

その上で、県とどこまで同視し得るかというのは、それぞれの法令の趣旨に従って解釈されるべきで、岐阜県の事例ですと、岐阜県情報公開条例というケース、私どもは、実際当該問題の実行委員会の対応を知りませんが、その条例の趣旨等にのっとって判決がなされたと思っています。川田委員がご指摘になっているのは、恐らくこのたびの監査請求との関係だと思っていますが、それは地方自治法の趣旨にのっとって、判断されるべきことかとは思っています。

○奥山委員長 ちょうど1時間半たちましたので、10分間トイレ休憩をとります。

14：28分 休憩

14：47分 再開

○奥山委員長 休憩を解いて再開します。

○川田委員 団体が別かどうかということに関しては、今回一旦置いときます。

それと、次のことを聞きたいのですが、第32回国民文化祭のロゴマーク制作業務の仕様書が相手に渡されたのはいつなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 仕様書については、当然総会で相手先を承認いただいた後、見積もり等を出していただかなければいけませんので、そのときにお渡しというか、内容を確認しています。

○奥山委員長 いつというのは、何年何月何日。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 見積書の提出が3月24日ですので、その見積もりを出していただくためにお渡しをしていると思います。済みません、そこまで今確認をしていませんが、当然見積書を出すに当たっては、その仕様がないと出せないと思いますので、3月24日だと考えています。

○川田委員 見積書が提出されたのは3月24日ですね。3月24日に、総会で決定してからでない仕様書などは絶対に出せないではないですか。その前から出ているということは、一般競争入札でいえば、先にみなに教えているのと同じことで、それはできないはずなのですが、この仕様書に関して、3月24日同日に出されて、その日に500万円の見積書が県に来たということですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 期日等がタイトであることはもともとわかっていたので、その点については、正式な、郵便という形ではないのですが、電子メールやファックスで、内容を向こうに確認していただいた上で見積書を出していただいたということだと考えています。

○川田委員 端的に聞きたいのです。3月24日にお出しになったということによろしいのですね。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 3月24日の総会で決定後ということですから、以上です。

○川田委員 わかりました。3月24日に出されて、3月24日にすぐに見積書が来た。前の総務警察委員会の答弁で、事前から折衝されていたとおっしゃっていましたが、それはいつから何回されて、どのような協議をされたのかを具体的に教えてください。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 前回の総務警察委員会の際に事前にお会いしたことは申しましたが、それについては、デザインをお願いをするかどうかは別として、一応候補者として、どのような方かを当然事務局も確認をしなければいけませんし、また

実際に3月24日の総会に候補者としてお名前を上げていいかの確認もしないうちに、ご本人が知らない間に、実行委員会総会という公の場で名前を出すこともできませんので、そういう意味で確認をさせていただき上で、お会いしたということです。決してロゴマークの作成を依頼したということではございませんので、そこは念を押しておきたいと思っています。

実際にお会いしたのは、1月の末と3月上旬の2回ですが、1月の末については、事務局職員が上京した折にご挨拶に寄らせていただいた程度です。以上です。

○川田委員 メール等のやりとり等はどれぐらいあったのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 メール等のやりとりについては、現時点で確認ができていないこともございまして、残っておりませんので、ただ、実際にお会いしたのは、1月27日と3月1日で、2回お会いをさせていただいているということです。以上です。

○川田委員 では、電話等のやりとりも、ファックス等のやりとりも、そういったものはないということなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 3月24日以降はあるかと思うのですが、いずれにしても記録等が残っているものがございませんので、その前についても同じですけれども、とにかく記録として残っている分については、1月27日と3月1日ということです。以上です。

○川田委員 3月上旬に会われたときは、どのような話をされたのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 3月上旬にお会いしたときには、国民文化祭の趣旨説明と、水野氏について、今までどういう活動をされていたかなど、その経歴等に対する聞き取り調査、それと先ほど言いましたように国民文化祭のロゴマークの作成について、次回3月24日の実行委員会総会で候補者としてお名前を上げさせていただいていいかの確認をさせていただいています。以上です。

○川田委員 水野氏以外のデザイナーとの折衝は一切なく、この方だけなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ほかの方については、事務局内部で書類などで候補者等を上げていたかもしれませんが、実際に、最終この方という方を決めて、お会いしに行くについては、その方に決めて会いに行っておりますので、接触をしていますのは水野氏ということになります。以上です。

○川田委員 だから、ほかの方は全然上がっていなかったということなのですか。今あや

ふやな返事であったので、重要なところなので。最初から水野氏だけだったと。水野氏は誰が言い出したのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 事務局内部でいろいろな候補者を上げていたかもしれないのですが、現在書類として残っていますのは水野氏ということで、水野氏ということは、事務局内部でいろいろな候補者を上げた上で水野氏を第一候補者として上げることで決定をして、実際に会いに行かせていただいているものです。以上です。

○川田委員 いやいや、記録が残っていないのであれば、そのようなこと言い切れないのではないですか。ほかの候補者がいろいろ上がった中で水野氏と決まったと今おっしゃいましたが、その前の答弁だと記録が残っていないのでわからないとおっしゃっていたではないですか。答弁が変わっていますよ、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 実際記録等が残っていませんので、かといって記録が残っていないからわかりませんとお答えできませんから、前任の職員等に確認をさせていただいたということです。ですから、公式の記録は残っていませんが、確認の作業をさせていただいています。以上です。

○川田委員 わかりました。では、次回、その確認の調書を出してください。重要なところですから。確認したらできるのでしょうか。それであれば、調書を出していただいたら結構ではないですか。

それと、この折衝のことと、会議録のテープはあったのでしょうか。前に依頼していましたが、会議録のテープはあったのでしょうか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 会議録のテープについては、今、開示請求を受けて、対応させていただきたいと思っておりますが、現時点で保存について確認したところ、今の時点では残っていません。以上です。

○川田委員 私も関係者からいろいろと総会の内容などを聞いているのですが、それを今どうこう申し上げるつもりはないのですが、そちらの回答をもって比較したいのです。それは比較できるような状態にあるのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今申しましたように、会議録と全部をとったテープはございませんので、その内容と照らし合わせての確認はできないと思うのですが、川田委員が当事者の方々に聞き取りをされているのであれば、こちらも聞き取りをさせていただいて、その上で突合させていただきたいと思っております。以上です。

○川田委員 つくるのであれば、議事録の添付資料がもしあるのであれば出してください。

それと、開示請求をかけて、私は議事録を求めたのですが、それについて、公文書として出てきています。行政文書として、もう提出されて交付を受けているわけです。写しの交付申請をして、写しもいただいたことですから、あの内容とまた違うことになってくれば、これはこれでまた問題だと思うので、その点はいかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 当然、行政文書は公文書ですのでその内容を今から変えることはもちろんございません。ただ、見ていただいてわかると思うのですが、議事全部を悉皆にテープ起こししたものではありませんので、当然書かれていないこと、あるいは軽微なことだという判断で書いていないこと等もございませぬ。ですから、内容に違いはないと思いますが、若干書かれていないところでそういう解釈をされている部分もあるかと思っておりますので、そういうところも含めて確認はしていきたいと思っております。以上です。

○川田委員 あと1点、今回お出しいただいた資料の中では、「例による」ことをいろいろ書いてあるのですが、財務規程の中に、どうして奈良県契約規則が明記されているのかは一切書かれていないのです。だから、その理由が、ただただ「例による」だから、法令も関係あるという内容が書かれてあるのですが、それはいいとしても、問題は、随意契約の締結に関する取扱基準もつけてもらっていますが、要件が全然これに当てはまっていません。ここに「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの」とありますが、水野氏が法令に特定されていたのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 お手元にお渡ししております随意契約の締結に関する取扱基準の中で、「性質又は目的が競争入札に適しない」中の「主要施策として位置付けられている等の理由で契約の相手方が一に定められているもの」の該当事例として、(イ)の「契約の相手方を一の者とするについて、県幹部を構成員とする会議で承認されている」と。この実行委員会は、これを例として一部読みかえていますので、実行委員会の構成員とする会議、まさに総会でありますけれども、そこで水野氏という、一にするということで承認をされていますので、この規定をもって基準に当たると判断することは問題ないと考えています。以上です。

○川田委員 承認もされているのに、公文書では明らかになっていないではないですか。この中に明確に説明できるものとありますが、明確に説明されていないではないですか。

それと、「該当事例」の上に「適用するための要件」の中に、「法令等の規定により明確に特定されるもの」とあるわけだから、まず入り口はそちらでしょう。定められているも

のがあって、「該当事例」の（イ）になるのではないですか。百歩譲っても明確に説明できていないので、まして、これも判例が出ていますが、随意契約の例を出せということで、社会観念審査ということですが、これは金額の審査は何もされていないではないですか。1億円だと1億円でもよかったということですか。随意契約といえば金額に重要性があるでしょう。例外規定はあるけれども、それにも当てはまらないです。

目的達成のために十分な調査、検討が行われずに随意契約が選択される場合には、やはり不合理なものであるとなっています。金額も主体の一つです。ただ、目的達成のために金額だけに全てこだわらなくてもいいという判例はありますけれども、金額が何も審査されていないということはありません。だから、なぜこのような金額が決まったのか。実行委員会全部調べても、公募して5万円や2万円ではないですか。よそでできているのだから、奈良県でできないということはないでしょう、合理的理由がないですよ。よそもみなできてないのであれば、その理由は関係あるのかもしれないですが、そこは説明ができていないです。その点いかがですか。

○石井地域振興部理事 今の話ですけれども、基本的に我々としては、水野氏を相手方として委託を行うことについては、実行委員会で承認をいただいていると理解しています。その上で、「随意契約の締結に関する取扱基準」の該当事例（イ）というのは、あくまで契約の性質または目的が競争入札に適しない場合に該当するかどうかの基準であり、必ずしも価格について同時に実行委員会に承認をいただくことまで考えていないと考えています。では、なぜそのようなことが言えるのだという話があるかとは思いますが、先ほどもいろいろな裁判例を引いておられましたけれども、随意契約については昭和62年3月20日、最高裁判決がございまして、これは普通地方公共団体の場合ですが、契約自体では、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において、当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結する方法をとるのが当該契約の性質に照らし、またその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、その性質、目的が競争入札に適しないと認められています。

その上で、そのような場合に該当するか否かは、個々具体的な契約に当該契約の種類、内容、性質、目的等、諸般の事情を考慮して、当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものとなっており、私どもとしては、基本的には平城

遷都1300年記念事業におけるシンボルマーク、マスコットキャラクターの価格を参考にさせていただいた上で適正ではないかと判断したもので、それは基本的には実行委員会事務局の合理的な裁量の中で行われた適正な価格の判断だと理解しています。

その上で、ほかのところでもどうだというお話がございましたので、補足的に先般、熊本県にも確認をさせていただきました。問題になっていました水野氏がおつくりになられたくまモンのデザインですけれども、これについても随意契約で、税抜きで500万円で委託していることを回答いただいたところです。その辺も含めて、その後、くまモンは非常に隆盛になっていることもあり、その経済効果も考えますと、適正ではなかったかと思っています。以上です。

○川田委員 今、るる説明されたことは読んでわかっているのですが、では、裁量的判断というけれども、その裁量的判断基準は何なのですか。それも裁判の中で示されています。裁量的判断基準をおっしゃっていただけますか。

○石井地域振興部理事 済みません、今裁判例の中で示されているということについては、今、直接目にすることはできませんので、お答えするのは難しいところですが、基本的には我々としては、一定合理的な判断による決定と理解しているところです。

○川田委員 昭和62年3月20日の最高裁第二小法廷でやられたものを、今おっしゃっていたのですね。判決の内容が変わったわけではないから、小法廷で行われているわけですが、これも同じ系列できています。この中でもごみの焼却施設建設の随意契約事件の裁判がありますが、価格の有利性を犠牲にする結果となるにしても、その合理的な内容というのがあって、それは選択して比較されている場合でしょう。一つだけを見て、どうしてそれが合理的だと判断できるのですか。比較した上で、これは価格は若干高いかもしれないけれども、こちらのほうが将来的なメンテナンス等々を比較して、総合な判断として、これが有利だと判断した場合には、大丈夫だよとされているわけでしょう。なぜ一つだけを持ってきて、この一つだけを見て合理的な判断だったと言えるのですか。比較もしていないのに。何を対象にして、検討されたわけですか。もう一つおかしなのが、なぜデザイナーを決めるのですか。普通、作品を決めるのではないですか。作品を見て、公募申請のときでもいろいろな作品が上がってきた中で、その作品を見て、これがいい、あれがいいとみなで選ぶではないですか。なぜデザイナーなのですか、なぜ人なのですか。

○石井地域振興部理事 比較の話でございます。先ほどの繰り返しになりますが、平城遷都1300年記念事業におけるせんとかん並びにマークと比較をして、過去の例と比較を

して合理的だという判断をしたものと理解しています。

もう一つ、なぜ人かということですが、これは第2回総会において、総意として、人を事務局の側で選定して委託すると決まっていますので、我々としては、それに従って判断したということです。以上です。

○川田委員　しかし、今回お出しいただいた中でも、法令の適用も準用されているわけでしょう。契約規則でと、この間は言っていたけれども、今回は地方自治法も含まれるという回答ではないですか。それなら、地方自治法の中に人を選択するという方法があるのですか。

○石井地域振興部理事　済みません、変な言い方をすると、人や物といったことが直接明示されているものはなく、その上で、地方自治法施行令では、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものですので、特に人であったり物であったりということを特定しているような形ではないと理解しています。

○川田委員　例えば駅前開発などで、その土地しかないのであれば競争性がないという判断になるかもしれない、随意契約でね。しかし、こういうものは公募をみなやっているではないですか。何の理由に適しないのですか。頭から公募はだめだということなのか。ほかの団体がやっておられるように、公募をして、そこからよい作品を選択して、そこから有名になられていった方もたくさんいらっしゃるではないですか。それはなぜ否定するのですか。その否定理由を教えてください。

○石井地域振興部理事　否定するわけではございませんけれども、第2回総会において、いろいろな議論はされています。公募ですときのメリット、デメリット、それから特定の人を選ぶときのメリット、デメリット。そういうことを踏まえた上で、特定の人を選びましょうと決められたということで、人になっているということです。以上です。

○川田委員　だから、今回、「国民文化祭に関する質問への回答」を出していただきましたが、これは地方自治法も関係して、それを準用してやっているわけでしょう。だから、先ほど聞いたけれど、地方自治法の中には、人を特定して選ぶ方法があるのですかということを知っているのです。

○村田地域振興部長　本日提出しました資料、またせんだつての事前の総務警察委員会で川田委員から提出のあった資料、同じですけれども、地方自治法を受けた形で本県において定めている随意契約の締結に関する取扱基準において、下線が引いてあるところで実際に随意契約を認めているという理解で私たちはいます。したがって、今回の契約も決して

間違っていないと考えています。

○川田委員 さっきの別団体の話も関連してくるのですが、県の事業の一部として職員が派遣されて、職務専念義務が解除されない。いわゆる県の事業だと、一松総務部長がおっしゃっていたように、範囲というのはいくらまでのものかというのは確かにあるので、そこを黒か白かだけでは議論は進まない、先程きたわけですが、その中において、県の全体主体で決められている、例えばいわゆる法令で定められていると要件には書いている。そこにも線を引いています。「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの」と書いているのではないですか。今回のケースは、それはされていないでしょう。実行委員会は、法令ではないですから。我々、行政の中でも、地方自治法に基づいてみな議論して、議決していいのか、悪いのか、やっています。では、仮に議会だけで、もうこれでいいと決めれば、地方自治法はそれを許すのですか。それはないでしょう。

○村田地域振興部長 今、川田委員がご指摘の点ですが、資料5の「適用するための要件」のうち、1.について指摘があったかと思いますが、まさに「性質又は目的が競争入札に適しない場合」として3つの事例を挙げています。その具体的な内容についてさらに4つあるわけです。もう一つ線を引いているのは、「法令等の規定により明確に特定されるもの」の事例の2つ目「主要施策として位置付けられている等の理由で契約の相手方が一に定められているもの」、こういったものが要件であると考えています。さらにその「適用するための要件」の具体的事例の「該当事例」として、下線の(イ)が位置づけられているというのが、随意契約の締結に関する取扱基準の内容だと解していますので、競争入札に適しないと理解することはできると考えています。

○川田委員 いや、だから、法令等の規定により明確に特定されていないのでしょうか。「主要施策と位置付けられている等の理由で契約の相手方が一に定められているもの」、これは自分たちで一と定めているのではないのですか、定められたものではないではないのですか。だから、今言ったように、議会でAさんがいいと決めた、それが地方自治法の要件に適合していない。それは違法でしょう。違法の場合は無効ではないですか。実行委員会で決めたら何でもいいのですかということです。それはないです。だから、法律等々で決められている、ほかに判断のしようがない場合などを指しているわけで、これは自分たちでつくった規定ですから。奈良県会計局がつくっている規定でしょう。だから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で、どうして適さないのかということです。ここは重要です。よその団体は、全部ロゴマークは募集してやっているのではないですか。どう

して奈良県だけが適さないのですか。そこを明確に言っていただけますか。

○村田地域振興部長 ご質問は2点あったかと存じます。まず1点目、適用するための要件に当たっていない、相手は一と定められていない、明確に特定されていないという指摘がございましたけれども、ここは先ほどのお話を少し繰り返させますが、適用するための要件は、相手方が法令等の規定により明確に特定されるものです。法令等の規定の一つとして、「主要施策として位置付けられている等の理由で契約の相手方が一に定められているもの」ということですが、定められていないではないかという指摘に関しては、その要件の該当事例として定めている（イ）で、まさに相手方を一の者とするについて云々とあります。したがって、県の実行委員会が相手方を一の者にすることを意思決定しており、外部に対してもそのことを明確に説明できるという状況にございますので、これらの要件については、随意契約の締結に関する取扱基準を満たしていると考えます。

また、もう1点の質問についてです。競争入札云々ということですが、これは競争入札にする場合、あるいは今回のように随意契約にする場合、いろいろな考え方があるとは思いますが、本県に限らず、国民文化祭に関しては、ロゴマークの位置づけは大会ごとに少しずつ異なっていると考えています。本県の場合は、国民文化祭について、日本文化の源流を探るという本県ならではの理念をきちんと与えており、かつ全国で初めて障害者芸術文化祭と一体開催をさせていただくということで、これまで他府県で開催された国民文化祭とは少し理念的なものが異なるところがあるという状況です。こういった中で本大会を成功に必ず導くためには、現状必ずしも各県持ち回りでやっているがゆえに知名度が高いとはいえない国民文化祭について、当初から力を入れて周知定着を図る必要があると考え、このため非常にロゴマークの役割が重要だということで、今回のロゴマーク制作を公募するかどうかについて、第2回総会で審議された結果、公募せずにデザイナーの候補者を事務局で検討するというように決定されたということですので、実行委員会の意思決定機関での結論ですので、先ほどの随意契約の締結に関する取扱基準とも適合すると考えます。

○川田委員 いや、後づけの材料でいろいろいつも言われていると思うのですが、議事録にそのような説明は一つもないではないですか、委員にも説明されていないです。証拠として、ロゴマークの仕様書には、奈良県の歴史、伝統文化と奈良のイメージを的確に表現したロゴマークを作成し、有効的に活用することにより、第32回国民文化祭奈良2017の開催中はもとより、開催後も継続して奈良県に経済波及効果をもたらすことを目的と

するとしか書いていないです。

今、長々と説明されたけれども、それは後からおっしゃっていることではないですか。明確に説明できていないでしょう。そのようなことを言えば何でもありではないですか。実行委員会で決めたら何でもいいのですか。公金支出、負担金を支出している、先ほどの同一の団体とみなされるかどうかというような議論も全部かかわってくるわけです。だから、議事録にも書いていないこと、後でぺらぺらしゃべられてもわからないです。では、説明した証拠を出してくださいよ。録音テープでも何でもいいから出してください。そのようなもの全部後づけではないですか。こういう議論になったから、後から理由を考えて言っているだけでしょう。これはおかしいですよ。証拠があって言われるのであればいいが、証拠がないから、議事録も公文書として出てきているわけです。委員会で提出されたものも公文書でしょう。情報公開をかけてくれというから、情報公開をかけて、15日間待つて出てきたわけです。もっと早くくれましたが。でも、そこには書いていないのですよ。だけれど、ああ言いました、こう言いましたと、書いていないものをどうやって信用しろというのですか。行政体として、それはいろいろな意思決定過程はあるのかもしれませんが、明らかにほかと比べても、ほかは5万円や2万円でやっているわけで、では、ほかの団体は5万円でやっているから、そのロゴマークはおかしいのですか。立派に誇りを持ってやっておられます。成功されているではないですか。なぜ奈良県だけが500万円をかけないと、そしてこういう不透明な決め方をしないと、その目的が達成できないのですか。そこは真摯になって受けていただかないと。先ほども裁判の話、休憩中に出ていましたが、結局、何でも、全部最後は裁判しなければならないということではないですか。だから、その場合は合理的に誰が聞いても、議事録にも書いていない、金額の審議もされていない。全く同等のもので、片方が10万円ぐらい、片方で1億円の値段がついた、その合理的な理由を説明しろといっても無理ですよ。だから、基本的なものは、価格の安い方を選びましょうとなっているわけでしょう。法の規定では、入札のほうが上にあるのだから。そこはそういう趣旨なのだから、その趣旨をもって下の規定が決まっているわけでしょう。後づけ材料はもう絶対二度としないいただきたいです。

○村田地域振興部長 まず、当時の実行委員会の議事録について、ここは先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化際課長からもお答えしたところですが、少し全体について悉皆的にまとめたことではないということで、川田委員がおっしゃるような疑念があるところがあるかもしれません。その点については、私どもも真摯に捉えて、きちんと当時のお話等

も踏まえて比較をさせていただくことは申し上げたところですが、改めて私からもその点についてはきちんとさせていただくということは申し上げたいと思います。

それから、2つ目に質問がありました、いわゆるロゴマークの委託料について高額か否かという指摘についてですが、ロゴマークを初め、デザインの価格は芸術的な要素が非常に強うございます。したがって、制作者の能力、業界内のランクで値段も変わってくると思いますし、あるいは使用権そのもの、期間を限定させるのか、例えば国民文化祭の期間だけにするのか、あるいは著作権全てをもらうのか、そういう譲渡の範囲によっても契約金額は大分大きな差が出てくると思います。質問について、10万円のところがいい、5万円のところがいい、それは各団体のお考えによる、各実行委員会のお考えによると考えますけれども、私どもの今回のロゴマークについては、制作者が多くのデザイン制作をこれまで手がけて、業界内でも最も高い評価を得ているということですし、またロゴマークに関しては著作権の全てを今回譲渡を受けていると聞いています。さらに、その後関連商品等に展開することも含めて契約しているということですので、これは高額であるとは考えていませんし、また先ほど来、石井地域振興部理事からもお答えしたとおり、かつて本県において行ったロゴマークの価格も参考にしている、さらには今回お願いしたデザイナーにかかる同じような、水野氏と同じくやっている熊本県にも確認した結果、同じような金額で委託をしているということです。そういうことを考えると、私どもとしては、これは問題ないと思いますし、また繰り返しになりますが、一般競争入札を行わないからといって、地方自治法に違反しているわけではなく、地方自治法には随意契約を定める場合もありますし、それに関する取扱基準を本県としては定めており、その取扱基準にも、これはきちんと合致しているというのが私どもの今現在の見解です。

○川田委員 これは言っても平行線なので、次回までに証明してください。きちんとそういう議決があつて、承認があつて、先ほど村田地域振興部長がおっしゃった説明があったのだということも全て説明してください。一つでも違っていれぱうそをついていたと、虚偽の答弁ということで判断させていただきます。だから、これはまた代表質問で、テレビで全国の方が見ていただいている前で知事にお聞きしたほうがいいと思いますので、多くの方がこれは聞かれると思いますので、それはまた考えたいと思います。

次、サマータイム期間で、午前8時から午後4時45分までというのをやっていたね。これは調べましたら、執務時間が規則で定められています、平成元年5月6日、奈良県の執務時間を定める規則が公布されています。この公布されている時間の中で見れば、

条例で定められている休日を省いた場合に、午前8時30分から午後5時15分までと、頭に原則とついていますが、これが県民に公布されています。

ところが、今回、どうやってこれを変えたのかなど、謎に思ったので調べていくと、奈良県職員服務規程の中で、知事の訓令、いわゆる命令によって午前8時から午後4時45分まで勤務しなさいと決められています。国でも夕方を活用しようというゆう活をやっていますが、国でやっておられるのはあくまでも要請であって命令ではないのです。だから、その中で自分たちで考えて、こういった取り組みをやってくださいということです。だけれど、今回は、知事の命令でやられています。命令でこのようなことができるのですか。勤務時間の割り当てをやっていく命令はできるでしょう。だけれど、執務時間というのは営業時間ではないですか。午前8時30分から始まって午後5時15分まで、この期間はあいていますと県民に公布して、それを全部知らしめているわけでしょう。ところがお店に行ったら、店に誰もいないというような割り当てを、普通は命令しないですよ。どうしてそのような命令をやられたのかを回答いただけますか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） お述べのとおり、職務命令で、職に対して時間の割り振りを変更しています。規則はそのままになっており、ただ、川田委員がお述べになりましたが、ここに原則としてと書いていますので、これで規則上は読めると考えていました。ただ、川田委員もお述べになりましたこともあり、さらに明確化するために、もし来年も同じようにする場合は、規則は整理したいと考えています。

○川田委員 いや、原則とは、これはそういうように読めません。これは時間がはっきり明記されて出ていますから、これは聞いてきていますので。道路交通法にしてもそうではないですか、原則左側通行と書いている、しかし、原則と書いているから守らなくてもいいのだ、自由に右側を走っていいのだという論理ではないですか。そのような話はないですよ。だから、私が言いたいのは、知事が職員に対して命令でやっている。これは住民主体ではないではないですか。県庁をあけている、日曜日、土曜日をお休みにする、これは条例で定め、条例といえば、議会が承認している、いわゆる県民が納得して合意しているわけでしょう。規則は公布して、これでやりますよと言っているわけでしょう。命令は何も関係ないではないですか、住民からすれば。住民が県庁に午後5時に来られたら閉まっているわけですよ。知事は公布したのですか、これ。規則の公布をしていないから、変更も、このままなのでしょう。私が言ったのはそこなのです。

地方自治法にも公布の意味も書いているし、条例規則のところにも、規則は条例に準則

するとなっています。なぜ命令でそのようなことができるのですか、誰がそのような権限を与えたのですか。命令はいいでしょう。だけれど、午後5時は、店で言えば開店時間ですよね。開店時間内は、勤務時間をきちんと割り当てていく責務、義務があるのではないですか。それができていない。

時間がないからどんどん言いますが、ほかにもいっぱいあります。奈良県の外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等に関するものも、法令、施行令から委任されている規則なのです。ところが、規則で定めなさいとなっているのに、奈良県では規程で定めているのです。規程は、規則より下ではないですか。これは命令の一種で、内部だけで行うものでしょう。しかし、外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等を閲覧するというのは、外部に関係あるではないですか。住民に関係がある事項だから、施行令から命令委任されて、規則で定めなさいとなっているわけでしょう。これもおかしいでしょう。もう言っても仕方がない。奈良県の精神保健センター管理規則もそうです。センターの開館時間は午前9時から午後5時までと規則で決まっている。これを、なぜ命令で変更できるのですか。これも規則委任です。それと、奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則、これも報告書の閲覧は執務時間中にしなければならないということで、規則で決まっているのです。条例から規則に定められてやっているのです。これは条例違反ですよ。一方的に言われるのは、命令権を持たれている方がやればいけれども、普通は、大体みな、行政、役所に合わせているのではなくて、役所が民間に合わせて、開店時間も合わせているわけです。なぜ自分のところだけ先にずらすのですか。それをずらさないで、国のように中で運用でやられるのであればわかるけれど、なぜそれに県民が左右されないといけないのか疑問に思います。今回、私もこの件に関して多くの職員の方にお話も伺いました。朝お出かけになられるお母さんがあって、子どもがまだ小さい、小学校1年、2年とおっしゃっていましたが、子どものほうが家を出るのが遅いのです。子どもに鍵をかけていきなさいよと言って、帰ってきたら鍵があいていたなど、実際のところ、不満がものすごく多いです。アンケートをとっても県のことを悪くなどなかなか職員は書けないではないですか。だから、来年からもしそこを注意してやるのであれば、県民優先でやっていただかないと、その中で職員の生活リズム等々もあるので、やはり押しつけはだめです。国であれば最低でも1日そういうのをやりなさい、何日間はやりなさいという言い方ぐらいでしょう。時間割り当てに対して命令というのはなじまないです。土曜日にやれという割り当てはわかりますが、県庁全体、全部一緒でというのは、ど

う考えても法的趣旨に合いません。その点いかがですか。

○一松総務部長 今ご指摘いただいたのは県民目線ということだと思いますが、来年度、またサマータイムを実施するか否かの検討に当たっては、しっかり検討させていただくということです。

また、規程の件ですが、柘井総務部次長から申し述べたとおり、現在は執務時間を定める規則の中で原則としてと書かれている中で読み込んでいるわけですが、川田委員がご指摘のとおり、執務時間は県民に対する行政サービスのありようともかかわる概念でありますことから、仮に来年度もサマータイムを実施するときはしっかりと規程も整備して、より明確化を図る形にしたいと思います。

○川田委員 条例違反もあるのでね。原則と言われるが、それを多分言うと思っていたので、条例違反も調べてきたのです。条例違反もあるので、やはり、職員もそのようなものはありがた迷惑でもあるのですから、そのあたり、職員の意見も十分聞いた上でやってあげてください。本当に子どもが小さいところなどは大変ですよ。逆に、夕方、旦那に早く帰ってきてほしくないという意見もありましたから、そういう点も考慮に入れて、ぜひともお願いしたいと思います。終わります。

○奥山委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事項に係る委員長報告については、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。

なお、委員の方はしばらくお残りください。

理事者、記者、傍聴者の方は退席願います。ご苦労さまでした。